

令和元年（平成31年）鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会議事録

鎌ケ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和元年（平成31年）鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和元年7月10日（水） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 8名

2. 古川 和昭 委員 4. 鈴木 一男 委員 5. 山田 芳裕 委員

6. 奥山 喜和子委員 7. 浅海 博行 委員 8. 石井 栄一 委員

10. 鈴木 有光 委員 11. 川村 誠司 委員

欠席委員 2名

3. 石原 和弘 委員 9. 時田 将 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

鈴木 吉夫 委員 澁谷 好治 委員 濱田 光一 委員

大山 貴 委員 飯田 展久 委員

3 事務局出席者

事務局 長 佐山 佳明

事務局次長 浅海 一洋

主任主事 山田 亮

主任主事 田中 絵美

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農用地利用集積計画について 1件

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 1件

報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について 3件

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について 5件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が8名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和元年（平成31年）鎌ケ谷市農業委員会第7回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

5番、山田芳裕委員

6番、奥山喜和子委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。山田芳裕班長より総括的な報告をお願いいたします。

山田 班長 議長

浅海 議長 5番、山田芳裕班長

山田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。

7月4日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請について2件、農地法第5条の規定に基づく許可申請について2件、農用地利用集積計画について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の合計6件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第3条の規定に基づく許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、親子間での農地の贈与により農業経営の安定を図るものです。

申請地は、畑1筆、面積2,083平方メートルです。

営農計画は、梨の作付けを行います。

経営面積につきましては同一経営体のため約2ヘクタールで変わりはありません。また、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は3名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件につきましては、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

浅海 議長 鈴木吉夫推進委員

鈴木 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積2,083平方メートルの梨畑として適切に管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施を指導し、営農後3年間は転用できないことを周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願

いします。以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定に基づく許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

本申請は、譲渡人は相続での取得により管理状態が続いており、譲受人は大柏川第2調節池事業のための代替え農地の一部として取得しようとするものです。

営農計画は、年間を通してキウイフルーツ等の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.5ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は3名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件につきましては、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積0.16平方メートルの普通畑として隣接農地と一緒に管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、耕運等の準備が整い次第、耕作を開始するよう指導するとともに、営農後3年間は転用できないことを周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございいます。

申請地は、畑1筆、面積2,094平方メートルです。

転用計画は賃借権による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は車両等のレンタル業を営んでいますが、既存の車両置場のうち一ヶ所の契約が終了することに加え、事業の拡大により新たに車両置場が必要となったことから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、砂利敷きによる自然浸透及び浸透枿を設置することで雨水等の流出を抑制するとともに、農地との隣接部分にブロック2段積みを設け、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、甲種、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては国道に面していることから会社へのアクセス等も良好であるため、他の土地での代替はきかないものであると思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

浅海 議長 2番、古川和昭委員

古川 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

7月4日に事務局において、申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積2,094平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、以前に当該地で一時転用による工事が行われた際に、隣接地所有者から苦情が出たことから、事業説明をしっかりと行うよう伝えました。次に、農地との隣接部分がブロック2段積みとなっている件について、雨水等の被害防除として十分か確認したところ、敷地内整地により現況から高さが変わることから、ブロック2段積みで対応できるとのことでした。次に、防犯対策について確認したところ、フェンス・防犯灯・防犯カメラを設置するとの回答があったことから、事業計画書等の差し替えを指導し、本日差し替えられた事業計画書等を確認しました。また、前面道路は交通量が多いことから、工事

期間中はもとより、施工後も十分注意すること、許可後は速やかに着工し、使用後は工事完了報告書を提出し、地目変更は使用後6ヶ月経過後に行うよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございいます。

申請地は、畑1筆、面積9.58平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による敷地の拡張用地です。

申請理由は、譲受人は不動産業を営んでおり、申請地に隣接する倉庫を所有していることから敷地の拡張を図るもので、また、このことにより敷地の整形並びに都市計画道路への接道が可能となることから、転用計画は適当であると思われまます。

雨水対策につきましては、整地のみとすることで自然浸透とし、敷地外への雨水等の流出を抑制します。

農地区分は、一般交通の用に供されている鉄道駅の周囲1キロメートル以内の区域で、宅地割合が40パーセント以上であることから第2種農地に該当します。なお、代替性として、敷地の拡張を目的としたものであることから、他の土地では代替がきかないものと思われまます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員

議長

浅海 議長

2番、鈴木一男委員

鈴木 委員

議案第2号農地法第5条の規定に基づく許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。

7月4日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積9.58平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、隣地との境界部分に何も設置しないのかの確認に対し、フェンスを設置するとの回答であったため、土地利用計画図の差し替えを指導し、本日フェンスが記載された土地利用計画図を確認しました。次に、許可後は速やかに着工し、完了後は工事完了報告書を提出するとともに、地目変更するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第

18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和元年6月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積2,908平方メートルの農地を、新たに5年間の賃借権による利用権の設定をするものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

飯田 委員

議長

浅海 議長

飯田展久推進委員

飯田 委員

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積2,908平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権による利用権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の6ページをご覧ください。

議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積9,020平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員

議長

浅海 議長

鈴木吉夫推進委員

鈴木 委員

議案第4号生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑2筆、合計面積9,020平方メートルの梨畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由が生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長

以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

第1号から第2号までを報告いたします。

浅海 議長

事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事

議長

浅海 議長

田中主任主事

田中主任主事

議案書の7ページから8ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出5件の計8件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長 これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

 以上で、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第7回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和元年8月8日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子